

日本通交初期における渤海の情勢について： 渤海武・文両王交替期を中心として

石井, 正敏 / ISHII, Masatoshi

(出版者 / Publisher)

法政大学史学会

(雑誌名 / Journal or Publication Title)

法政史学 / 法政史学

(巻 / Volume)

25

(開始ページ / Start Page)

52

(終了ページ / End Page)

65

(発行年 / Year)

1973-02-01

(URL)

<https://doi.org/10.15002/00010916>

日本通交初期における渤海の情勢について

— 渤海武・文兩王交替期を中心として —

石 井 正 敏

はじめに

渤海と日本との交渉については、すでに多くの研究があり、その意義について種々の考察がなされている。

ところで、こうした日・渤海交渉の意義、中でも渤海の日本通交の目的を考える上で、渤海自体の情勢、その置かれた環境といったものを、的確に把握しておく必要があることはいうまでもない。しかし、この点に関しては、渤海王第二代武王と第三代文王との交替時期をめぐる問題を始め、まだ十分に解明されない点が残っている。そこで本稿では、前記兩王の交替時期の究明を中心として、主に日本通交初期における渤海の情勢について考察してみた。

一

渤海は、建国当初「震」と号したが、七二三（開元元）年大祚榮が唐から渤海郡王に封ぜられたことにより、いわゆる唐の冊封

体制に組み込まれ、以後国号を「渤海」と改めた。しかし、これより先にも、大祚榮は、唐中宗の神龍元（七〇五）年に唐の招慰に応じて王子を入朝させ、また睿宗の景雲二（七一一）年にも遣使して唐に方物を貢している。だが、その一方では、建国に際して唐の追討を受けるという情勢により、使臣を突厥にも通じていた。つまり、渤海は唐・突厥という当時の拮抗する二大勢力の間にあつて、いわゆる兩属外交をもつて対処していたのであり、その建国時の困難な情勢を推察することができよう。

さて、こうした情勢の下で七一九（開元七）年に大祚榮のあとをついで即位した第二代渤海王大武藝は、独自の年号を建て、⁽²⁾ 歿後「武王」と諡され、また『新唐書』⁽¹⁾ 渤海に

「武藝立。斥⁽³⁾大土宇。東北諸夷畏臣之。」

と伝えられていることから知られるように、領土拡張の野心に燃えた「武断的な積極的な政治家」⁽³⁾ あつた。こうした彼の性格が最も顕著に發揮されたのが、いわゆる靺鞨七部の一つ黒水靺鞨部の唐通交問題に端を発し、遂には唐土登州（山東半島）進攻に

至る一連の対唐強硬政策である。この史上著名な事件については、先人の考察があるが、事件の概要は次のようなものである。⁽⁵⁾

開元十四(七二六)年、渤海の北方に位置して一大勢力を有していた黒水靺鞨部が、渤海領内を無断で通過して唐に通じ、唐は詔してその地を黒水州とし、長史を置いて治めさせた。渤海王大武藝はこれを非難し、かつそれは唐と共謀して渤海を攻めようとするものと疑い、黒水靺鞨部討滅を策した。ところが、かつて唐に使い唐情を熟知する渤海王弟の大門藝は、それを無謀と諫めたが、かえって武藝の怒りを招き、門藝は逃れて唐の庇護を求めた。唐の玄宗皇帝がこの亡命の門藝を保護したために、その後、門藝の送還・誅殺を強硬に要求する武藝と度々折衝が行なわれた。しかし、唐の曖昧な態度に、ついに武藝はその將に命じて登州を攻めさせ(開元二十年)、唐もまたこれに応じ、新羅の援兵を促し渤海と戦端を開いた。だが大雪などのために、唐・新羅連合軍の進攻は成らず、失敗に帰した。これ以後も武藝による門藝誅殺の刺客派遣などがあり、未だ紛争は完全に解決しなかったが、ようやく開元二十三(七三五)年に至って、同二十年より中絶していた唐への朝貢が、王弟大蕃の派遣をもって再開され(『冊府元龜』^{卷九}外臣部・朝貢四)兩國は和解へと向った。そして、翌二十四年にも遣使朝貢して(前)着々と和議をはかり、翌二十五年に至って、まず公伯計を、ついで多蒙固等を派遣した(『冊府元龜』^{卷九}外臣部・褒異一)。多蒙固等の遣使目的については、この時の唐帝の勅書に、

「勅渤海王忽汗州都督大武藝。多蒙固所送水手及承前没落人

日本通交初期における渤海の情勢について(石井)

等來。表_レ聊輸誠。無_レ所_レ不_レ足。⁽⁶⁾
(略)(下)

とあることよって知られるように、「承前没落人」つまり先年の唐・渤海交戦の際に捕虜となった唐人の本国送還に当たったものであった。そして、このような朝貢の再開、唐帝の回示、捕虜の送還などによって、唐・渤海間和解の成立したことが知られる。⁽⁷⁾以上が、黒水靺鞨唐通交問題を契機とする唐・渤海・羅抗争の顛末であるが、このように対唐強硬政策をとった武王大武藝の卒年については、後述するように異伝があり、あるいは翌二十六年のこととされるなど明確でないが、ともあれ武王については、その子の大欽茂が即位した。欽茂は、その治世五十餘年間頻繁に使者を唐に派遣し、文物・制度の移入に尽力し、歿後「文王」と諡された。⁽⁸⁾

ところで、『唐会要』^{卷三}蕃夷請経史の項には、こうした武・文両王交替期における重要な記事が見えている。すなわち、

「開元二十六年六月二十七日。渤海遣使求_レ写_レ唐礼及三國志、
晋書、三十六国春秋。許_レ之。」

と。右によると、前述した対唐抗争を経、唐人捕虜送還の翌年に至って、このような遣使請経が行なわれているのである。

さて、この『唐会要』の示す遣使の実行者は、従来より何の疑問もなく文王欽茂とされ、前代武王の対唐強硬政策から文化的友好的関係へ向うという、文王による文治政治の第一歩と説明され、対唐交渉の姿勢の変化を窺う格好の史料とされてきた。たとえば、鳥山喜一氏は『渤海史考』において「文王の治世」につい

て叙述されているが、そこでは、

「文王は高王(○大)武王が二代武力的發展をつづけし後を受け、国内の整理に任じたる守成的施設をなしたると共に、外に向つては外交によりて国力の發展を企てたり、彼が漢文化の憧憬者たりしことは、即位の初め使を唐都に遣はして、三國志晋書、卅六国春秋等の書を写さしめたこと、玉璽巻一五三によりても、或は其の始世中、唐への修好使が非常に其の度を増したるによりても之を察するに難からざるなり。」

とされ、更にまとめとして、

「文王の治世は、唐には優等の文化を仰ぎ我れには商業貿易を主とする使臣を派遣したるが如き文治的施設を以て終始したるが如し。」

と述べておられる。また、新妻利久氏も鳥山氏と同様に、

「文王欽茂は頗る名君で、即位の初め頃に使を長安に送り、三國志晋書三十六国春秋等を写さしめた。」

と、明確にこの遣使を文王欽茂によるものとされている。このように、唐礼以下諸書の請求を単に文化的事業の一端と見做すことには疑問があるが(後述)、ともあれ、両氏は先の『唐会要』所伝の遣使を文王によるものとし、文王の治政を文治政治と評価される論拠の一つとして挙げておられるのである。

以上鳥山・新妻両氏の叙述を一例として挙げたが、この他のこれまでの学説も大同小異であつて、文王欽茂代の遣使とすることに変わりはない。しかし、ここにこの問題に關して從來全く顧みられなかつた史料があり、この遣使を文王代のこととするのに対

する有力な反証となる。それは『資治通鑑』に

「開元二十六年八月辛巳。渤海王武藝王卒。子欽茂立。」

とある記事である。もしこの年月日が武王大武藝の卒去に係けられたものとすれば、開元二十六年六月の先の遣使はその發意者は誰であれ武王代になされたものと考えねばならなくなる。無論先学がこのような著名な史料を見逃される筈はないと思うが、一樣に不問に付しておられるのは納得できないこと、あるいは欽茂が「文王」と謔されていることから、こうした文化的事業は、さきに見たような武王代ではあり得ず、文王の代でなければならぬ、とする先入観が働いたのではないかと臆測されるのである。

そこで、以下に武王武藝卒・文王欽茂即位の年時を考察し、併せて『唐会要』の前掲記事のもつ意味を考えてみたい。これはことが武・文兩王の評価に關わるものであり、ひいては日・渤海交渉の理解にとつても重要な意味をもつと考えられるからである。

二

まず、武藝卒・欽茂即位を伝える主な史料としては、次のようなものがある。

①『冊府元龜』卷九 外臣部・封冊一

開元二十年(○中)是年渤海桂婁郡王大武藝病死。其子大欽茂嗣立。帝降書冊且弔之曰。(○下)

②『旧唐書』渤海靺鞨伝

開元二十五年武藝病卒。其子欽茂嗣立。詔遣内侍段守簡往冊欽茂為渤海郡王。仍嗣其父為左驍衛大將軍忽汗

③ 『冊府元龜』^{卷九} 外臣部・繼襲二
(下略)
 詔襲其父官爵。開元(中略)二十五年武藝病死。其子欽茂嗣立。

④ 『旧唐書』^{卷九} 玄宗本紀
 開元二十六年。渤海靺鞨王大武藝死。其子欽茂嗣立。遣使弔祭冊之。

⑤ 『資治通鑑』^{卷二}
一四
 開元二十六年八月辛巳。渤海王武藝王卒。子欽茂立。

これらの中、開元二十年と伝える①は明らかに誤りであって、考察の対象から除いてよい。⁽¹⁴⁾ それでも開元二十五・二十六兩年に分れるのであり、こうしたところから先学も混乱を見せられておられるのである。⁽¹⁵⁾ しかし、以上の他にも、武芸卒去については触れていないが、開元二十六年欽茂即位を伝える史料があり、また、すでに指摘されているように、欽茂即位報告の日本遣使が開元二十七(天平十一)年に行なわれていることや、⑤の『資治通鑑』の具体的な年時を考え合せると、欽茂の即位は開元二十六年であった蓋然性が大きい。一方、欽茂は唐の貞元十(七九四)年に歿したが、『類聚国史』^{卷九} 殊俗・渤海(上七)・延暦十五年四月戊子条(補註)には、大高璘の王啓が見えており、そこに

「祖大行大王(欽茂)以三大興五十七年三月四日薨背(下)」
 とある。大興は文王の年号であるが、もし渤海が踰年改元でなく、即位改元とすれば、逆算して、その即位は開元二十六年のことと

日本通交初期における渤海の情勢について(石井)

なり、前掲④⑤等の記事と相俟って、文王欽茂の即位は開元二十六年であったとしてよいであろう。ただ、⑤の『資治通鑑』の記事では、それが武藝の卒した年時なのか、あるいは欽茂が即位・冊立された年時であるのか明確でない。そこで、ひるがえって前代武藝と前々代祚榮との場合について検討してみよう。

まず、祚榮卒・武藝嗣立の史料を整理して示せば、次のようになる。

①開元七年 『旧唐書』^{渤海} 傳七・『冊府元龜』^{卷九} 外臣部・繼襲一

②開元七年三月 『冊府元龜』^{卷九} 外臣部・封冊二
六四

③開元七年三月丁酉 『旧唐書』^{卷八} 玄宗本紀

④開元七年三月丙辰 『資治通鑑』^{卷二}
一二

⑤開元七年六月丁卯 『冊府元龜』^{卷九} 外臣部・褒異一
七四

このように、「開元七年」とする点では諸書すべて一致し、ただ月日に異同が見られるのみである。ところで、⑤の『資治通鑑』には、

「開元七年(中略)渤海王大祚榮卒。(考異曰。実録六月丁卯祚榮卒。遣左監門率吳思謙。撰鴻臚卿充使弔祭。按。此月丙辰巳云祚榮卒。蓋六月方遣思謙弔祭耳。)丙辰。命其子武藝襲位。(○)(内原)」
(細字二行註)

とある。これによると、三月に祚榮が卒し、あるいは祚榮卒の報が唐に伝わり、まずその子をして王位を嗣がせ、さらに六月に至って武藝冊立のための使節が派遣されたと解される。従って、④が「六月丁卯」に祚榮卒を係けているのは、吳思謙派遣の意味の説明句としてであることが知られる。つまり、大祚榮は開元七年

三月に卒し、乃至その報が唐廷に達し、その子武藝冊立のための正式な使節の派遣が六月に行なわれたと考えられる。

また、欽茂歿後の王位継承についても、『資治通鑑』では、まず、

「徳宗貞元十年十二月。(略)初、渤海文王欽茂卒。子宏臨早死。族弟元義立。元義猜虐。国人殺之。立宏臨之子華嶼。是為成王。改元中興。華嶼卒。復立欽茂少子高鄒。是為康王。改元正厯。」

とあり、ついで、

「十一年(元)春二月乙巳。冊拜高鄒為忽汗州都督渤海王。」と記されている。この場合も、欽茂の卒去から高嶼の即位までの経緯をまず述べ、つぎに正式の冊立について記している。また、より明確な例として、大仁秀卒・大彝震即位の場合が挙げられる。すなわち『新唐書』渤海には、

「太和四年仁秀死。設宣王。孫彝震立。改年成和。明年詔襲爵。(○上下略 傍) (○引用者)」

とあるが、これを『資治通鑑』では、

「是歲(四年)渤海宣王仁秀卒。子新徳早死。孫彝震立。改元成和。」

と記している。こうした諸例より推して、『資治通鑑』は前王卒去の年月に後王即位も併せ記しているが、新王の正式な冊立は前王卒後二・三か月後になされるのが、渤海における常例であったらしく思われる。

さて、それでは問題の武藝卒・欽茂即位についてはどのように

考えるべきであろうか。もし上例をもって判断するならば、⑥の伝える「開元二十六年八月辛巳」は、武藝卒去の日、乃至その報が唐廷に伝わった日であり、欽茂の正式な冊立はそれより二・三か月後のことと考えるべきであろう。従って、武藝の卒去は開元二十六年八月を遠く隔たぬ時期と考えられ、この解釈に誤りがなければ『唐会要』所伝の諸書請求の遣使は、少なくとも武王代末期のこととしなければならないのである。

ところで、なおここで問題となるのが、「開元二十六年八月辛巳」という日附である。すなわち、現在最も信頼し得る当時の復原された暦は、平岡武夫氏編『唐代の暦』および董作賓氏編著『中国年曆総譜』であるが、両書によると、開元二十六年八月は、八月・大丁酉朔。「閏八月・小丁卯朔」と復原されている。つまり、これによって「八月丁酉朔」とすれば同月中に「辛巳」がなく、「閏八月丁卯朔」の十五日が「辛巳」に当たることとなる。

復元された暦の信頼度から考えて、前掲⑥の『資治通鑑』の記事は、「閏八月辛巳」の誤りである可能性が大きいと思われる。

以上、『資治通鑑』の伝える開元二十六年武藝卒・欽茂即位の記事について検討をくわえてきたが、それにより「八月辛巳」とあるのは「閏八月辛巳」の誤りであり、かつそれは、武藝卒、乃至その報の唐廷に伝わった年月日に次王欽茂の即位を併記したものと解釈した。いづれにせよ、武藝の卒去は開元二十六年閏八月を余り隔たらない時期と考えてよいと思われる。さらに、このように理解する他の根拠として、『冊府元龜』卷九外臣部・朝貢四、の記事をあげることができる。そこには、

「開元二十六年閏八月。渤海靺鞨遣使獻豹鼠皮一千帳。乾文魚二百口。」

とある。文中の「豹」字は「貂」字の誤りとしてよい。つまり、武藝卒・欽茂即位に前後する時期に、貂鼠皮一千張・乾文魚二百口が渤海より唐に献上されているのである。ところで、貂鼠皮は満州地方特産の獣皮で渤海の唐・日兩國への贈答品の筆頭に位するものであるが、その数量の明瞭に知られるものは、唐の場合「貂鼠皮三張」・「貂鼠皮被一・褥六」といったものであり、日本の場合でも、神龜四（開元十五・七二七）年の渤海の最初の遣使の時に「三百張」と見える程度である。従って、比較に耐え得る例は少ないのであるが、前掲『冊府元龜』の伝える献上品の数量は異例とも思える多額であり、これが尋常の遣使ではないことを明らかに物語っていると云えるであろう。そして、このような開元二十六年閏八月における遣使の状況と、前掲⑥『資治通鑑』の記事とを併せ考えれば、それが表裏一体をなすものであり、『冊府元龜』所伝の遣使が王位交替に基くもの、つまり武芸卒去の報告、並びに欽茂嗣立を正式に認められんことを要請するための遣使であったと理解され、さらに今回の貢物の異例とも思える数量からみて、対唐抗争を経た直後の欽茂即位という情勢を反映して、唐廷に忠誠を示す遣使と理解されるのである。

以上の検討を整理すると、『冊府元龜』の記事を裏付けとして、『資治通鑑』の開元二十六年閏八月辛巳は、武芸卒去の報が唐廷に伝えられた日と解するのが妥当と思われ、武芸の実際の卒去はこれを余り隔たぬ時期と考えられるのであり、いづれにせよ

日本外交初期における渤海の情勢について（石井）

『唐会要』所伝開元二十六年六月の遣使は、武王代のこととなり⁽²⁷⁾。そこで、次に武王による唐礼以下諸書の請求の意義について考え、これを単に文化的事業の一端とのみ捉える見解の妥当性について検討をくわえたい。

三

さて、開元二十六年の渤海の唐礼以下諸書請求に先立って、同様の遣使が新羅および吐蕃によってなされており、唐の側ではその下賜をめぐって、今回の渤海の遣使の意義を考える上で興味深い論議が展開されている。

まず新羅の場合についてみてゆくと、『冊府元龜』^{卷九} 外臣部・請求篇に、

「則天垂拱二年二月。新羅王金政明遣使請礼記一部并新文章。令訶司写吉凶要礼并於文館詞林採其詞涉規誠者勅成五十卷。賜之。」

とある。引文中「礼記」とあるのが、旧・新両『唐書』では「唐礼」となっており、また『唐会要』・『三國史記』は『冊府元龜』と同じく「礼記」に作っている。次に述べる吐蕃の場合の請求書目には「礼記」があり、また渤海の場合は「唐礼」がその書目に含まれているのであり、いづれとも決しがたい。また「於」字を脱している史料もあるが（『唐会要』）、これは『吉凶要礼』と、その他に『文館詞林』一千巻の中から「採其詞涉規誠者」として五十巻に勅成したものとを下賜したものと理解され、『吉凶要礼』・『文館詞林』両書から選択して五十巻に勅成したものは

ないであろう。ただ、『吉凶要礼』なる書名は当時までの史料には見当たらないが、これと酷似した書名が『新唐書』^八卷五 藝文志の儀注類の中に、

「竇維藻吉凶礼要二十卷」

と見えている。また『旧唐書』^{八三}卷一の竇維藻の伝も『吉凶礼要』の著作を伝えている。しかし、これと諸書に伝える『吉凶要礼』との関係は不明で、あるいは「吉凶要礼」とは書名ではなく、単に「吉凶の要礼」を諸書より輯めて新羅へ下賜されたものかも知れない。

このように、新羅の請求書目、および唐から下賜された書目については不明な点が多いが、ここで注意したいのは、「採其詞涉規誠者」として勅成したということである。ところで、新羅は金政明（神文王）の前代文武王（金法敏）の時には、半島統一をめぐり唐と衝突し、唐によって文武王の官爵が削られ、かつ王が一時的にせよ金仁間に替えられるという、対唐関係の悪化を招いた。この紛争も新羅の謝罪をもってようやく収まった。³³ 神文王はこうした後を受けて即位した（六八一年）。そして、その二年には国学を設立し、³⁴ いよいよ偃武修文の風が進められ、³⁵ 六年に至って前述の遣使が行なわれたのである。そして、これに対して則天武后は「採其詞涉規誠者」³⁶ として下賜している。つまり、唐ではあたかも秩序維持を主眼として新羅の求めに応じていることが看取されるのである。これも前代文武王の時の唐・新羅の抗争を想起する時、兩國が単なる文化的事業の一端としてのみでなく、秩序維持の象徴として、今回の諸書の請求・下賜を捉えていると

理解され、中でも、儒書ではなく『文館詞林』から選択されていることは注目すべきであろう。

次に、吐蕃の場合を『唐会要』^{六三}卷三 蕃夷請経史、『旧唐書』^{吐蕃}卷上『資治通鑑』開元十九年正月辛未条、等によって述べると、『唐会要』には、まず

「開元十九年正月二十四日。命有司写毛詩、礼記、左伝、文選各一部。以賜金城公主。從其請也。」

とあり、ついで、下賜に際しての于休烈の反対表明と裴光庭等の賛成意見とを記している。すなわち、秘書正字于休烈は、漢成帝の弟東平王が史記・諸子を求めたが、その書に兵謀多く、詭術を多く載せるをもって漢朝が拒否したという故事を引き、漢朝は、その懿威に対してすら「征戰之書」を示そうとはしなかった。まして吐蕃は「国之夷蠻。今資之以書。使知用兵權略。愈生變詐。非中国之利也。」（『資治通鑑』）と反対した。これに対し侍中裴光庭らは、次のような理由をもって于休烈を反駁している。つまり、吐蕃は礼経を知らず徳義に味い。それにより国恩に背き辺寇をなしている。今は彼らの求めに応じて諸書を与え、もって声教（天子の徳化）を薫陶し、「混一車書。文軌大同」（『唐会要』）つまり天下統一を企むべきである。于休烈は上記の諸書に情偽変詐の生ずることのみみて、忠信節義がこれに説かれていることを無視している、と。皇帝はこの言を納れ、請求通り諸書を吐蕃に下賜したのである。

このように、吐蕃の諸書請求に対して論議が行なわれているが、この頃の吐蕃にあっては非常に好学的傾向があり、³⁶ その風を反映

しての今回の諸書請求でもあろうが、特にこの請求が、

「詔御史大夫崔琳充使報聘。仍於赤嶺各鑿三分界之碑。約以三更不相侵。」時。吐蕃使奏云。公主請三毛詩、礼記、左伝、

文選各一部。(下略)³⁷⁾

と、唐・吐分界碑建立に際してなされていることは注目してよいであろう。つまり、唐と吐蕃との関係は開元十八年を境として、それまでの交戦状態からようやく平静に帰し、使者の往来も頻繁に行なわれるようになり、同二十四年頃までこうした和平状態は一応続³⁸⁾く。まさしくこうした時期に前述のように吐蕃より礼記以下諸書の請求がなされ、これに対して、「庶使³⁹⁾漸⁴⁰⁾兩声教。混⁴¹⁾一車書」。文軌大同。斯可使也。」(『唐会要』)という観点から下賜されている。こうしてみると、兩國ともに、諸書の請求・下賜をただ文化的事業の一環としてのみでなく、和平・秩序の象徴としての意義をも認めていると考えるべきであろう。

以上、新羅・吐蕃の唐への請経について考察し、それが単なる文化的意義以上に政治的意義をもつことを十分に評価すべきであることを述べてきた。こうした兩國の例は、渤海の開元二十六年六月の唐礼以下諸書請求の意義を考えるに際しても参考となるろう。つまり、渤海の場合も、前段で考証したように、黒水靺鞨部唐通交問題を発端とした唐との抗争の一段落を迎えた武王末年に請経が行なわれている。これに対して唐は、史料は残されていないが、こうした状況を考慮に入れると、新羅・吐蕃の場合と同様の観点から下賜されたものと思われる。従って、渤海の場合も諸書の請求をただ文化的側面からのみ評価することは不十分で、そ

こに政治的意義つまり和平・秩序の一つの象徴としての意義をも読み取るべきであると考える。

四

これまでの考察により、武王武藝卒・文王欽茂即位の時期を開元二十六年八月を余り隔たらないものとすれば、『唐会要』所伝開元二十六年六月の諸書請求は武王末年のこととなり、また、その遣使の意義を一種の秩序回復・和平の象徴と見做すことが認められれば、従来のような、武王武斷・文王文治政治という截然とした評価、および該時期の渤海の情勢については、若干の修正が要求されるであろう。

すなわち、武王大武藝は対唐抗争を経て、その強硬政策の限界を知り、また、渤海を取り巻く政治的環境の変化(後援と恃む突厥の瓦解、南隣新羅と唐との緊密化)³⁹⁾と相俟って、対唐関係改善に意を用いるようになり、『唐会要』に見られる請経の遣使が行なわれたのであり、これをもって和平への道を歩み始めた。ついで即位した文王大欽茂は、こうした武王晩年の政策を引き継ぎ対唐友好関係を推進し、ついには後世「海東盛国」と謳われる基礎を築いたのである。しかし、ここで重要なことは、武王が晩年に対唐強硬政策の限界を悟り、軌道修正を施したとはいえ、文王即位時には未だ唐との緊張が解けたとは思えず、特に南隣新羅と唐との一層の緊密化は、渤海の立場をより微妙なものにしたと推察され、それを『冊府元龜』所伝の大規模な朝貢が反面より物語っていると考えられることである。つまり、文王が王位を嗣いだ時、

◎ 文王欽茂授官一覧

唐年号	西曆	授官	官品
開元26	738	左衛大將軍 左金吾將軍 忽汗州都督 (渤海郡王)	正三品上 正三品上 正三品上
		特進〔文散官〕 太子詹事 太子賓客	正二品上 正三品上 正三品上
宝応元	762	檢校太尉 (渤海国王)	正一品上
大曆中	766 779	司空	正一品上
		太尉	正一品上

さて、こうして開元二十六年に即位した文王欽茂であるが、以後の対唐関係を窺う一助として、彼の唐からの授官状況を示すと別表のごとくなる。それによれば、「郡王」より「国王」への昇

解できるであらう。このように、武王卒去・文王即位によっても、決して唐・渤海間に突如緊張緩和が訪れたものとは考えられず、特に渤海側では唐および新羅に対する警戒心を解くに至らなかったと推察されるが、こうした状況は日本との交渉を論ずるに際しても十分留意しておく必要があると思われる。

五

周阻は決して渤海にとつて樂觀を許す情勢にはなく、異例とも思える大規模な朝貢をもって即位を報じ、唐の歡心をつながなければならぬ状況にあったのであり、文王即位後の頻繁な唐への朝貢も(後述)、こうした事情を背景にしたものとすれば容易に理解できるであらう。

階、および「檢校太尉」授官を伝える宝応元年以降の渤海(文王)の対唐関係における位置の向上が指摘され、さらに大暦年間には「司空」・「太尉」にまで至っている。これは、この頃の新羅王の場合でも唐より得られた最高位(贈位は除く)は、これより一段劣る「檢校太尉」であることからみて、⁽⁴¹⁾宝応元年以後文王欽茂が唐朝に優遇されたことが窺われると共に、唐・渤海関係が円滑に運営されていたことを示している。その背景としては『新唐書』⁽⁴²⁾渤海に唐代宗の「大曆中二十五来」と伝えられるように、頻繁に朝貢して忠勤を示したこともあらずかって力があつたと思われる。なお、ここで特に留意しておきたいのは、唐からの授官において、宝応元年にこの前後の新羅王と同列になり、さらに大暦年間にはそれを越えて高位になるということである。これは対唐関係正常化の副産物ではあるが、少なくとも唐に対する関係において新羅王より高官に拝されたことは、新羅に対する脅威感が、先の唐・渤海争期直後よりも減少したであろうことを十分に推測させるのである。⁽⁴³⁾

むすび

以上、渤海武・文両王交替時期の問題を中心として、日本通交初期における渤海の情勢について考察をくわえてきた。その結果、特に注目されるのは、渤海の対唐交渉を中心とする内外諸情勢の好転を明確に看取させる時期が、渤海の対日通交目的の変化、いわゆる政治的目的から経済的目的への変化を示す日本の天平宝字期と一致している事実である。つまり、文王即位後も緊張状態は

続いており、ようやく宝応元年(天平宝字六)年頃から周圀に対する脅威感が薄らいできたとみられ、これが対日交渉にも端的に反映している。その一つが国交目的の変化であり、またそれに伴う使節任用の変質である。すなわち、渤海は国交開始から天平宝字期までは武官を使節に任命していたが、その後はほとんど文官をもって使節団を構成しているのである。こうした点については別稿に論じたので参照されたいが、ともあれ、渤海の内外の諸情勢の推移が端的に対日交渉の上にも反映されているのであり、本稿冒頭に述べたごとく、日・渤海交渉の理解には、渤海情勢の的確な把握が不可欠とされるのである。

註

- (1) 以上、『旧唐書』渤海、『新唐書』渤海、等による。
- (2) 『新唐書』渤海には、渤海の年号として、仁安(大武)・大興(大欽)・中興(大華)・正歴(大嵩)・永徳(大元)・朱雀(大官)・太始(大明)・建興(大仁)・咸和(大昇)、等を伝えている。しかし渤海の場合、即位改元か除年改元かが明らかでないため、本稿では渤海年号をもって叙すことは避けることにしたい。なお、金毓黻氏も『渤海国志長編』六世系表に「按。渤海王卒当年改元。或翌年改元。史無明文可考。茲用翌年改元之例。繫於開元八年。後放此。」(華文書局印行「中華文史叢書」本三二八頁。以下同じ)と、武藝仁安元年を開元八年に係ける理由を説明されている。
- (3) 鳥山喜一氏『失はれたる王国』四〇頁。
- (4) 鳥山喜一氏『渤海史上の諸問題』六一～六五頁、日野開三郎氏「突厥毗伽可汗と唐玄宗との対立と小高句麗国」
- (5) (『史淵』七九)、等参照。
- (6) 前註(4)論稿、および『旧唐書』渤海、『新唐書』渤海、等による。
- (7) 張九齡『曲江集』五卷「勅渤海王大武藝書」
- (8) なお、この武王の対唐強硬政策の背景に突厥の存在があり、また武王が和議へと向う事情として、その後援と恃む突厥勢力の衰退があることが指摘されている(日野氏「突厥毗伽可汗と唐玄宗との対立と小高句麗国」(前掲)一六～八頁)。
- (9) 『新唐書』渤海。
- (10) 鳥山氏『渤海史考』四八頁。なお、文中「玉海」に出典を求めておられるが、それには「二十六年(元開)渤海遣使来写唐書及三国志、晋国、三十六国春秋。」(引者)と見えている。しかし、『冊府元龜』九九外臣部・請求篇も『唐会要』と同文であり、『玉海』の引文の誤りであろう。
- (11) 鳥山氏『渤海史考』五〇頁。
- (12) 新妻氏『渤海国史及び日本との国交史の研究』三七頁。なお、新妻氏も前記鳥山氏と同様、渤海の請求書目に「唐礼」を入れておられない。あるいは阿氏とも「唐会要」該当記事に注意を払われなかったのであろうか。
- (13) たとえば、鎌田重雄氏『渤海国小史』(『史論史話』第二、所収)二一〇・二一九頁等。
- (14) たとえば、鳥山・新妻阿氏は『資治通鑑』該記事に関し全く触れておられず、また金毓黻氏は『渤海国志長編』一巻総略上(八四頁)にこの資料を採択されているにもかかわらず、同書六世系表では、開元二十五年の条に「武王薨。子欽茂嗣立」とされている(三二八頁)。

日本通交初期における渤海の情勢について(石井)

- (14) 開元二十年は、前述したように武王の登州進攻の年である。また、鳥山氏『渤海史考』四六頁、参照。
- (15) たとえば、鳥山氏は『渤海史考』では開元二十五年とし(四七頁)、『渤海史上の諸問題』では開元二十六年とし(七二頁)。また、新妻氏は平凡社刊『アジア歴史事典』の大武藝(第六卷五九頁)・大欽茂(第六卷二〇頁)の項を執筆されているが、そこでは七三七(開元二十五年)とされ、一方、前掲の著書では開元二十六年説を採られている(三六七頁)。この他の諸先学も、両説のいずれかをそれぞれに採択されている状況である。
- (16) 鳥山氏『渤海史考』四六七頁、新妻氏前掲書三六七頁。
- (17) しかし、実は文王の卒年についても詳らかでない。まず『資治通鑑』には「貞元十年十二月(略)初、渤海文王欽茂卒。子宏臨早死。族弟元義立。元義猜虐。国人殺之。立立宏臨之子華嶼。是為成王。改元中興。華嶼卒。復立欽茂少子嵩鄰。是為康王。改元正厯」と文王から康王の間に二王の存在を伝えており、また『新唐書』渤海にも「欽茂死。私諡文王。子宏臨早死。族弟元義立。一歲猜虐国人殺之。推宏臨子華嶼為王。復還上京。改元中興。死諡曰成王。欽茂少子嵩鄰立。(引用者)」と、元義の一年間の在位を伝えている。しかし『旧唐書』渤海では、元義および成王に関しては何ら触れておらず、文王から康王(嵩隣)へ相承したごとく伝えられ、また、本文に引用した『類聚国史』所載康王の国書も、文王から直ちに康王が王位を嗣いだかのよう^七に記している。さらに『冊府元龜』卷九外臣部・封册にも両王冊封を伝える記事はなく、一年前後在位した^七には不自然である。従って、この二王は極めて短期間の在位と考えられ、
- (18) 文王から康王に至る王位交替の問題などは、貞元十年の間に「めまぐるしくも引きつづいて起こったもの」(鳥山氏『失はれたる王国』五一頁)と思われ、文王の卒年は貞元十年としてよいと考える。
- (19) 平岡武夫氏編『唐代の暦』一五〇頁。
- (20) 董作賓氏編著『中國年曆総譜』下、九三頁。なお『三正綜覽』では、この年に閏七月を設け、かつ「八・大・丙寅朔」としており(一九一頁)、従って「辛巳」は十六日に当たる。しかし、後に掲げる『冊府元龜』の記事により、開元二十六年に「閏八月」の存することが確実に知られるから、前掲二書の復旧に従う。
- (21) 金氏前掲書七卷一食貨考・貂鼠皮の項(七五六七頁)、中山久四郎氏『日本渤海貂皮貂裘考』(『史潮』四ノ三)三頁、等。
- (22) 乾文魚については、金氏前掲書七卷食貨考・乾文魚の項・七六三頁(鱧を日に曝したものとす)、沼田頼輔氏『日滿の古代国交』四五頁(大発哈魚を言い、衣裳襪履・綫を作るとする)、等に述べられているが余り詳らかでない。あるいは、一説に文魚は鯉魚を指すというから(諸橋徹次氏編『大漢和辞典』五の五六八頁)、松花江で長さ六尺に達するものがあるという鯉(井坂錦江氏『東亜物産史』二七八頁)を加工したのももあろうか。
- (23) 前註(21)両論稿、および滝川政次郎氏『満州土産黒貂裘』(『満支史説話』所収)、等参照。
- (24) 『冊府元龜』卷九外臣部・朝貢四・開元十八年五月の条。
- (25) 『冊府元龜』卷九外臣部・朝貢五・後唐莊宗同光三年二月の条。

- (26) 『統日本紀』神代五年正月甲寅条。^{十七}
- (27) もっとも、前掲①②③の『冊府元龜』・『旧唐書』等は、「武藝病死」と伝えている。これによって考えれば、開元二十六年閏八月以前より欽茂が実権を掌握しており、『唐会要』所伝の遣使も欽茂の主張によりなされたものと考ええる余地もなくはない。しかし、武芸の「病」については無論他に伝えるものがないので、今は本文のように解するのが妥当と思われる。
- (28) 『旧唐書』^{新羅}、『新唐書』^{新羅}。
- (29) 『唐会要』^{卷三}蕃夷請經史の項。
- (30) 『三国史記』^{卷八}新羅本紀第八・神文王六年二月条。
- (31) なお、阿部隆一氏は「文館詞林考」(『弘明文館詞林』解題)五二〇頁に『唐会要』の記事を引かれているが、そこでは「吉凶要札并于文館詞林」(『用札』)とされている。しかし、国学基本叢書本・武英殿本等には本文引用のごとく記されている。
- (32) 寶維洗の伝(前掲)には、「中書令張説、黄門侍郎盧藏用、給事中裴子余皆与之親善」と見えている。この中、張説は開元十八(七三〇)年十二月、六十四才で薨じており(『旧唐書』^{卷九}同伝)、盧藏用は開元初年五十余才で卒すと伝えられ(『旧唐書』^{卷九}同伝)、また、裴子余も開元初年卒去が伝えられていて(『新唐書』^{卷二}同伝)、垂拱二(六八六)年とは若干の隔りがある。従って『吉凶礼要』を垂拱二年以前の著作と断定するには至らない。
- (33) 福田芳之助氏『新羅史』二四〇頁以下、池内宏氏「高句麗滅亡後の遺民の叛乱及び唐と新羅との関係」(『満鮮史研究』^{上世}第二册所収)、等参照。
- (34) 『三国史記』^{八卷}新羅本紀第八・神文王二年六月の条。
- (35) 洪憲氏「朝鮮学芸史」(『朝鮮史講座』第二册所収)六頁以下。
- (36) 伊瀬仙太郎氏『西域経営史研究』三九三〜四頁。
- (37) 『旧唐書』^{吐蕃}。^七
- (38) 伊瀬氏前掲書三五頁以下、佐藤長氏「古代チベット史研究」(上)四四〇頁以下、等参照。なお、佐藤氏が吐蕃への諸書下賜に際して「于休烈、裴光庭等の反対はあったが」(四六三頁)とされているのは、誤解であろう。
- (39) 突厥に關しては、日野氏「突厥毗伽可汗と唐玄宗との対立と小高句麗国」(前掲)、同氏「突厥の瓦解・渤海の靺鞨諸族併呑と小高句麗國の九州増領」(『史淵』八二)等参照。一方新羅の場合、渤海討伐に際しての行動は、たとえ失敗に終わったとはいえ唐の嘉賞するところとなり、聖德王三十四(開元二十三年)大同江以南の地を唐より正式に譲与せられるという結果を生んだ。この地を新羅が領有したことは百濟滅亡直後であるが、それは唐のかつて容認しないことであった(『三国史記』^{卷八}新羅本紀八・聖德王三十四年二月条)。なお、この点については、池内宏氏「百濟滅亡後の動乱及び唐・羅・日三国の關係」(『満鮮史研究』^{上世}第二册所収)、同氏「高句麗討滅の役に於ける唐軍の行動」(同前書所収)等に詳しい。その他、この時期における唐・新羅關係については、福田芳之助氏『新羅史』二九〇頁以下、西嶋定生氏「六七八世紀の東アジア」(『岩波日本歴史』(2)所収)、等参照。
- (40) 『旧唐書』^{渤海}、『新唐書』^{渤海}、『唐会要』^{卷九}渤海、『冊府

日本通交初期における渤海の情勢について(石井)

元亀^{卷九六}外臣部・封冊二・三、等による。なお、開元二十六年の授官の中、兩大將軍については、上記諸史料に夫々伝えられていて断定できないので、表のごとく併記した。また、忽汗州都督は一応中都督府として相当官品を示した。

(41)

『旧唐書』^{新羅}、『新唐書』^{新羅}、『唐会要』^{卷九}新羅、『冊府元龜』^{卷九六}外臣部・封冊二・三等参看。「檢校太尉」を授けられているのは、宣德王(七八〇年即位)以後の諸王である。なお、『三国史記』^{卷四}崔致遠伝に、開元二十年の渤海の登州進攻に関連して、聖德王が唐より「正太尉持節充寧海軍事雞林州大都督」を加授されたと伝えるが、前記諸書には何ら記されておらず、たとえば『旧唐書』は「開府儀同三司寧海軍使」を加授されたとしている。従って、今はしばらく参考記しておくに止めたい。また、檢校官が正官よりも一段劣る仮官の意味であることは、あらためて言うまでもない。それは欽茂の例からも知られるであろうが、他に、崔漢衡が「檢校兵部尚書」から「無^二幾^一」して「真^二拜兵部尚書^一」されている(『旧唐書』^{卷一}同伝)一例を挙げておこう。

(42)

この点『冊府元龜』^{卷九}外臣部・朝貢五に徴すると、大曆中の遣使は二四回を教え、『新唐書』の記事を裏書きしている。

(43)

渤海と新羅との関係については、兩國の交渉を示す資料がほとんど伝えられておらず、不明な点が多い。従って、この唐・渤海争期に新羅が渤海の南境を侵したというところから、「羅渤海係は寧ろ喧嘩別れの如き觀を呈したまま其後外交の開かれること無^二かつた^一、といった評價が行なわれている(志田不動齋氏「東洋史上の日本」一

〇二頁)。しかし、すでに知られているように、『新唐書』^{渤海}に「南海新羅道也」(南京南海府は新羅に通ず)とあり、さらに『三国史記』^{卷三}地理志に「賈耽古今郡国志云。渤海国南海・鴨渚・扶余・柵城四府。並是高句麗旧地也。自^二新羅泉井郡^一至^二柵城府^一。凡三十九駅」という記事が見えている。右の「泉井郡」は現今の「永興」に比定されているが(池内宏氏「真興王の戊子巡境碑と新羅の東北境」、『滿鮮史研究』^{第二册}所収)七二頁)、いづれにせよ、新羅の北境より渤海の「柵城府」すなわち東萊龍源府に至るまで、「駅」が配置されていたというであり、さらには、書法よりして、その「駅」路は渤海・羅間を連絡していたように解されるのである。ところで賈耽は、周知のごとく唐中期の地理学者で、多くの著書があるが、その一つに『古今郡国県道四夷述』四十巻があり(『旧唐書』^{卷一}賈耽伝)、前記『三国史記』所引の「古今郡国志」はこれと同一書と考えられる(池内氏「真興王の戊子巡境碑と新羅の東北境」(前掲)四九頁)。とすれば、前掲記事の信頼度は高いものと言わねばならない。無論この「駅」路がどの程度のものであったか明らかでないが、これにより、先掲『新唐書』^{渤海}の記事と相俟って、渤海・羅間に交通路が通じていたことは確実とせねばならないであろう。従って、兩國間において政治的交渉が全くなかったと論断するのは(今西龍氏「新羅史通説」)『新羅史研究』所収(六七頁)、交通路の面からのみ判断しても、早計に過ぎると思われる。というのも、次のような例があるからである。『統日本紀』天平宝字八年七月甲寅条の新羅使の奏言の中に「唐国勅使韓朝彰自^二渤海^一来云。(〇中)略)其朝彰者。上道在於新羅西津」とある。これを「唐の使者が朝鮮半島西岸を通らずに、渤海を経

て『新唐書』渤海伝にいう「日本道」を通り海路を新羅の都慶州に至っている」（鈴木靖民氏「天平初期の日羅関係」〔『国学院雑誌』六八の四〕七四頁）とする見解もあるが、陸路南下したと考える余地も十分あるろう。つまり、この時の韓朝彩の目的は日本僧戒融の消息を問うにあったが（『統日本紀』同前条）、戒融は渤海を経て日本の送渤海客使の帰国に便乗して日本へ向ったことが明らかである（『統日本紀』天平宝字七年十月乙亥条）。とすれば、韓朝彩はまず渤海へ赴いてその消息を問い、その結果帰国の状況が不分明であったので新羅へ向い、さらに新羅の使節を日本へ派遣して状況を問わせたものと考えられよう。従って、韓朝彩が必ずしも海路を取って新羅へ向ったと考える必要はなく、先に述べた駅路を経て南下して新羅へ往いたものとして差支えないと考える。もし、この推定が許されれば、唐の勅使が渤海・羅間を陸路往來するくらいであるから、当然両国間にも政治的交渉があったと思われる。この他、『三国史記』^卷新羅本紀第十・元聖王六年三月条、同憲徳王四年九月条、等に見える「北国」への遣使についても考慮すべきであろうが、ともあれ、渤海と新羅との関係については後考に委ねざるを得ないのが現状である。

〔44〕 拙稿「初期日渤海交渉における一問題」（『森克己博士古稀記念論文集』収載予定）。

〔補註一〕 『冊府元龜』^{卷九}外臣部・封冊三・貞元十四年三月条に、「大嵩璘^{○王}」父欽茂以三開元二十六年二襲^三其父武藝^{○上}とあり、また『唐会要』^{卷九}渤海にも同様の記事が見える。

〔補註二〕 諸書「嵩璘」とするが、『新唐書』・『資治通鑑』等日本通交初期における渤海の情勢について（石井）

〔附記〕

本稿を成すにあたり、種々御指導御助言を賜わった中央大学文学部飯田瑞穂先生に、ここに深甚なる謝意を表したい。

は「嵩璘」に作る。今、本文は「嵩璘」として叙することにした。